

Recycle(リサイクル)「再生利用」

リサイクルすることで、ごみを資源に変えることができます。分別のルールを守り、リサイクル製品を選ぶなどして、環境への負担をできる限り減らす社会【循環型社会】づくりをめざしていきましょう。

ポイント1

資源物集団回収の実施

- 自治会、子ども会、PTAなどの団体が、回収の日時・場所などを決めて、家庭から出る古紙類、アルミ缶などを資源回収業者へ引き取ってもらう自主的な資源化推進運動です。
- 団体の活動資金となる他、地域のコミュニティ活性化にも繋がります。

※資源物集団回収を実施する時は、団体登録が必要となります。詳細は町生活環境課までお問い合わせください。報奨金の交付額は、集団回収して売却した重量1kgにつき5円を交付します。

ポイント2

適切な分別

- 生ごみ、プラ容器、剪定枝はきちんと分別して出しましょう。特に剪定枝は麻ひもが紙ひもで束ねてください。(ビニールひもは不可)
- 資源物として出せるもの(古紙・古布、びん、缶、ペットボトル、雑紙など)は資源ごみの日に出しましょう。
- 家電リサイクル法対象品目 エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、買い替え時にお店に引き取ってもらうなど、適切に処理しましょう。

ポイント3

小型家電回収ボックスの利用

小型家電には、金・銀などの貴金属やレアメタルなどが含まれています。この貴重な資源の有効活用とごみの資源化を目的に使用済の小型家電を回収しています。

回収ボックス設置場所

- ・野木町役場本館1階(別館通路口) ・野木町ボランティア支援センター「きらり館」
- ・野木町社会福祉協議会「ホープ館」

注 意

個人情報には必ず消去してください。一度投入した小型家電は返却できません。

回収ボックスの投入口(15cm×30cm)。回収ボックスに入らないものは、小型家電(長辺が60cm以内)として「不燃ごみ集積所」に出せます。長辺が60cmを超えるものは、不燃系粗大ごみとしてリサイクルセンター(下野市)に直接搬入してください。

小型家電リサイクル対象品項目

- ①電話機、ファクシミリ装置その他有線通信機械器具
- ②携帯電話端末、PHS端末その他無線通信器具
- ③デジカメ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具
- ④デジタルオーディオプレイヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- ⑤パーソナルコンピューター
- ⑥磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
- ⑦プリンターその他の印刷装置
- ⑧ディスプレイその他の表示装置、電子書籍端末
- ⑨電動ミシン、電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- ⑩電子式卓上計算機その他の事務用電機工具
- ⑪フィルムカメラ
- ⑫ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具
- ⑬電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具
- ⑭電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- ⑮ヘアドライヤー、電気カミソリその他の理容用機械器具
- ⑯蛍光灯器具その他の電気照明器具
- ⑰ゲーム機器その他の電子玩具及び電動式玩具
- ⑱上記の付属品(リモコン・充電器)



※テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は出せません。